

令和7年10月10日

報道関係者各位

橿原市役所 こども部

こども政策課

若者の声を施策に反映！ **『こども・若者委員』を公募します**

こども基本法（令和5年4月1日施行）第11条により、こども施策に対するこども（※1）等の意見の反映が謳われています。これを受けて、「橿原市第1期こども計画」の策定にあたり、令和6年度より「橿原市こども・子育て会議（※2）」の構成員に「こども・若者委員」を迎え、子どもや若者の意見を取り入れてきました。今般、任期満了に伴い、新たに「こども・若者委員」を公募します。「こどもの笑顔と未来をはぐくむまち かしはら」を目指し、市の施策を共に考えてみませんか。

※1 こども基本法における「こども」は、心身の発達の過程である者を指すため、年齢の規定はなし。
概ね0～39歳くらいが目安。

※2 こども・子育て施策について学識経験者や関係団体の意見を聞き市の施策に反映するための会議。

記

1. 募集人数 2名
2. 任期 令和8年2月1日～令和10年1月31日
3. 報酬 会議への出席1回につき、10,000円
4. 応募資格 下記①～⑤すべてに当てはまる方
 - ①応募時に市内在住、在勤、もしくは在学の方又は市内で事業経営中の方
 - ②令和8年4月1日時点の年齢が満15歳以上満29歳以下の方
 - ③公募委員に選任される日において、市の他の審議会等の委員に選任されていない方
 - ④行政機関（本市を含む。）の職員（特別職を含む。）でない方
 - ⑤平日の会議に出席できる方（年2回程度）
5. 応募期日 令和7年11月14日（金）

※応募方法等詳細は橿原市ホームページ（<https://www.city.kashihara.nara.jp>）をご覧ください。
トップページのページID検索で『19170』を入力すると記事ページが閲覧できます。

＜本件に関する問い合わせ先＞

こども部 こども政策課

橿原市内膳町 1-1-60 [TEL:0744-47-2786](tel:0744-47-2786)（直通）

担当：西迫・竹内